

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	(公財)鳥根県建設技術センターは、県内の地方公共団体が行う建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設立された公益法人であり、公的・民間ともに類似する団体はない。平成18年10月には中国地方整備局長から、県内の公益法人で唯一「公共工事発注者支援機関」としての認定を受けている。 また、社会経済情勢の変化に合わせ、平成14年に材料試験を廃止、平成16年から建設発生土リサイクルヤードの運営開始、平成21年度からは県・市町村に対する橋梁長寿命化修繕計画策定支援業務を開始するなど事業内容の見直しを行っており、公共性・公益性の高い事業を行っている。 一方、公共事業費の減少に伴い、工事受託事業の推移には不透明な部分もあり、今後も関係機関との密接な連絡や効率的な事業の執行を行っていく必要がある。 平成23年4月に新公益法人制度改革に係る公益財団法人へ移行し、平成28年12月に公益目的事業について変更認定を受けた。	B
組織運営	職員については、事業量を精査したうえで適正な職員数を配置している。 評議員会及び理事会についても、定款に基づき適正な運営がなされている。 県職員の役員就任は、平成16年度から廃止している。また、団体固有の職員はならず、事業量に応じた柔軟な体制がとれるよう、県の派遣職員等による人的交流職員で構成しており、最小限の人数に留めている。	A
事業実績	研修事業は、県からの受託分を適正に実施した。また、センター主催の研修についても、時代の要請に対応した専門的研修を積極的に開催している。開催に際してはリモート開催を増やすなど、石見、隠岐地域受講者の利便性の向上や受講者を増やすための工夫をしている。 工事受託事業については、R3から災害復旧工事実施設計書作成、R5から災害査定設計書作成の受託を開始した。また県西部の支援強化のため石見支所を設置し、公共事業支援の継続・強化に力を入れている。今後も県内唯一の公的発注者支援機関として、特に市町村に対し更なる支援拡大を図りたい。 橋梁長寿命化修繕計画策定支援事業では、令和元年10月から運用を開始した「鳥根県公共土木施設維持管理システム」により県及び市町村の橋梁、トンネル、河川、砂防等の施設情報を一元的に管理。公共土木施設の点検・診断等の指導・助言を通して県や市町村の支援を行っている。 今後、公共事業の大幅な増加が見込まれない中、継続して事業が実施できるよう営業等を行っていくことが求められる。	A
財務内容	R3以降特定費用準備資金の取崩を行っているが、R5は黒字となった(工事受託の増)。 新たな事業開拓など安定的な経営基盤の確立に向けて、引き続き更なる運営の見直しを検討する必要がある。 県の財政的関与について 受託事業収入等による県への財政的依存度は、土工研修補助金や建設工事受託等により若干増える傾向にある。	A

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	市町村に対する支援の拡充強化	・人員体制が十分でない市町村への公共工事の執行支援に取り組むため、要望の把握、新規支援事業の検討、周知活動を継続して行う。 ・市町村職員の派遣等による受け入れや公共土木施設維持管理システムの利活用、公共土木施設点検・診断の支援、助言に積極的に取り組む。	市町村の公共工事に対する支援は公益認定された事業であり、建設技術センターの設立目的そのものである。また、いわゆる品確法の趣旨にも合致している。市町村支援の拡充強化を行っていくためには支援メニューの周知等積極的なPRが必要である。 また、公共土木施設の点検・診断の支援、総合評価方式入札制度等に係る支援など社会経済情勢の変化に合わせた支援が行えるよう発注者支援認定機関として、その役割を果たすことは重要なことと認められる。
	建設技術に関する研修、講習及び指導	・建設業等に従事する技術者に対する専門的知識・技術の習得のため、社会インフラの維持管理のテーマに重点を置き、受講者のニーズにあった研修を実施していく。	専門知識・技術を習得させることを目的とした研修事業は、公益認定された事業であり、その必要性も認められる。
	特定資産準備資金の消費	・平成29年度に、それまでの公益目的事業の余剰金を特定費用準備資金として積み立てることとしたが、現時点で積立額が57,100千円となっており、令和3年6月に策定した中期経営計画により、当該資金を活用した事業を計画的に取り組む、費消していく。	特定費用準備資金については、公益財団法人の原則である収支相償を果たすため、令和3年6月に策定された中期経営計画に基づき、今後の事業展開が期待される。
総合コメント 研修事業、工事受託事業など実施している事業は適切に実施されている。 一方、公共事業費が減少するなか、センターが実施する事業量の推移も不透明であり、今後も関係機関との密接な連絡や効率的な事業執行を行い、引き続き地方公共団体を支援する県内唯一の公的支援機関としての役割を果たしていくことが求められる。			